

事 務 連 絡

令和 2 年 5 月 25 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

副会長兼専務理事 境 政 人

**フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者
(輸入感染症例) について (情報提供)**

本件については、5月22日に報道発表がなされたところですが、併せて厚生労働省から本会あてに別添のとおり情報提供がありましたのでお知らせします。

フィリピンからの入国者におけるこのたびの症例は、令和2年5月19日に豊橋市内の医療機関から豊橋市保健所に狂犬病疑いの報告があり、国立感染症研究所へ遺伝子検査を依頼したところ、5月22日に狂犬病ウイルス陽性であると連絡があったもので、経過や遺伝子解析の結果から、フィリピンで感染したと推定されます。狂犬病は昭和32年(1957年)以降、日本国内で感染した狂犬病患者の発生はなく、輸入感染症例としては、平成18年(2006年)のフィリピンからの帰国後に発症した事例が確認されています。

狂犬病予防対策については、平成19年3月2日付け健発第0302001号「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射の推進について」において、厚生労働省健康局長から、飼育犬の登録と予防注射の徹底を図るためには、都道府県と市町村並びに獣医師会とが連

携・協力し、実施する必要がある旨が都道府県知事（政令市市長、区長）あてに、併せて厚生労働省健康局結核感染症課長から細部事項等が技術的助言として地方自治体衛生主管部（局）長あてに、それぞれ発出されています。

この通知により、地方自治体が法に基づき実施する狂犬病予防対策、とりわけ法第4条の規定に基づく飼育犬の登録業務と法第5条に基づく定期予防注射業務に関しての獣医師会の果たすべき役割が明確化されています。

令和2年度狂犬病予防注射については、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策のため集合注射の中止や延期を決定した地方自治体もあると伺っているところですが、このことにより狂犬病予防注射率の低下を招くことのないよう、対策の一層の推進が求められます。地方獣医師会におかれましては、前記通知の趣旨を踏まえ、地方自治体と連携の上、7月以降の集合注射の実施や動物病院における個別注射の円滑な実施等、飼育者の利便を踏まえた予防注射の機会確保に積極的に対応いただきたくお願いします。

本会においても、引き続き狂犬病予防対策の推進及び情報提供に努めてまいりますのでご協力の程よろしくお願いします。

(本件に関する問合せ先)

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：松岡

E-mail：matsuoka@nichiju.or.jp

[別添]

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 2 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者(輸入感染症例)について
(情報提供)

今般、別添のとおり、フィリピンからの入国者で狂犬病の輸入感染症例が確認されました。

貴会におかれましても、会員への御周知方よろしくお願いいたします。

(参考情報)

厚生労働省 HP 「狂犬病」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/>

厚生労働省 HP 「狂犬病に関する Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/07.html>

令和2年5月22日

【照会先】

健康局 結核感染症課

感染症情報管理室長 梅田 浩史（内線 2389）

係 長 山田 大悟（内線 2387）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2263

報道関係者 各位

フィリピンから来日後に狂犬病を発症した 患者（輸入感染症例）について

本日（5月22日）、豊橋市及び静岡市から、フィリピンより来日した方が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で発症したことが以下の通り報告されましたので、ご報告いたします。
（別紙1：豊橋市プレスリリース資料、別紙2：静岡市プレスリリース資料参照）

本日、検疫所、自治体及び日本医師会に対し、狂犬病の流行地域に渡航する者に対して感染防止のための注意喚起を行うとともに、流行地域で動物に咬まれた者への暴露後ワクチン接種等の対応について、周知徹底を通知予定です。

（その他）

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、国民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、現場での取材は、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、お控えください。

（注）狂犬病は、通常、ヒト-ヒト感染することはない、感染した患者から感染が拡大することはありません。

狂犬病について(参考)

- 1 病原体：狂犬病ウイルス
- 2 感染動物：全ての哺乳類(アジアでは犬が主な感染源)
- 3 感染経路：通常は罹患動物による咬傷の部位から、唾液に含まれるウイルスが侵入。通常、ヒトからヒトに感染することはない、感染した患者から感染が拡大することはない。
- 4 発生状況：日本、豪州、英国、スカンジナビア半島の国々など一部の地域を除いて、全世界に分布

(1) 世界の発生状況 (WHO、2017年)

年間の死亡者数推計 59,000人 (うち、アジア地域 35,000人、アフリカ地域 21,000人)

(2) フィリピンにおける人の狂犬病発生状況 (「フィリピン当局HPより」)

	2014年	2015年	2016年	2017年
発生数	266例	245例	259例	262例

(3) 我が国における発生状況

	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年以降
死亡者数	3人	1人	0人	1人	発生なし(※)
犬の発生数	176頭	98頭	23頭	6頭	発生なし

※1957年に猫での発生を最後に動物での発生はない。

※1970年に狂犬病発生地(ネパール)を旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例が1例。

※2006年に狂犬病発生地(フィリピン)を旅行中、犬に咬まれ帰国後発病、死亡した輸入症例が2例。

- 5 潜伏期：通常1～3ヶ月程度だが、長い場合には1年以上の場合もある。

6 診断と治療

(1) 臨床症状

前駆期；発熱、食欲不振、咬傷部位の痛みや掻痒感

急性神経症状期；不安感、恐水及び恐風症状、興奮性、麻痺、幻覚、精神錯乱などの神経症状

昏睡期；昏睡(呼吸障害によりほぼ100%が死亡)

(2) 病原体生前診断

- ① RT-PCR法による病原体の遺伝子の検出(唾液等)
- ② 蛍光抗体法(FA)や免疫組織科学的手法によるウイルス抗原の検出(皮膚)
- ③ 分離・同定による病原体の検出(唾液)

(3) 治療：発病後の有効な治療法はない。

- 7 発症予防：罹患動物に咬まれた場合の治療として、ワクチン接種などにより行う日本で医薬品として承認されているワクチンは以下の2種類である。

① 「組織培養不活化狂犬病ワクチン」

② 「ラビピュール筋注用」

※ワクチンの種類によって接種スケジュールや接種部位が異なる。

フィリピンからの入国後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）について

令和2年5月19日、豊橋市内の医療機関から豊橋市保健所に狂犬病疑いの報告があり、国立感染症研究所へ遺伝子検査を依頼したところ、5月22日に狂犬病ウイルス陽性であると連絡がありました。経過や遺伝子解析の結果から、フィリピンで感染したと推定されます。

昭和32年（1957年）以降、日本国内で感染した狂犬病患者の発生はなく、輸入感染症としては、平成18年（2006年）のフィリピンからの帰国後に発症した事例が確認されています。

1 患者概要

居住地：豊橋市外

主症状：疼痛、不穏、発熱、恐水発作、異常興奮

咬傷歴：令和元年9月頃（フィリピンにて、左足首を犬に咬まれるも受診なし）

2 経過

2月14日（金） フィリピンから来日

5月11日（月） 足首の痛みあり

5月13日（水） 恐水症状、食欲不振、腰痛あり。

5月14日（木） 腹痛、嘔吐あり。

5月18日（月） 知人が自動車で自宅に迎えに行き、豊橋市内の医療機関を受診。ICUへ入院

5月19日（火） 検体採取し、国立感染症研究所へ検査を依頼

5月22日（金） 国立感染症研究所から

「PCR検査の結果、狂犬病ウイルス遺伝子が検出された。また、塩基配列を決定した結果、フィリピンで流行しているウイルス配列と非常に高い相同性を示した」と連絡を受理
豊橋市内医療機関の医師から感染症発生届受理

3 感染経路

フィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより、狂犬病に感染したと推定（本人周辺の方からの聞き取りでは、入国後に動物との接触歴はなし）

狂犬病は、通常、ヒト-ヒト感染することはなく、感染した患者から感染が拡大することはありません

※ 本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものですので、報道機関各位にお

かれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、情報提供の範囲内での報道に、格段のご配慮をお願いします。

<参考>

問合せ先 健康部健康政策課 主幹 新井（電話 39-9112）

1. 厚生労働省ウェブサイト（狂犬病）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/>
2. 厚生労働省ウェブサイト（動物由来感染症を患っていますか？）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000155663.html>
3. 国立感染症研究所ウェブサイト（狂犬病とは）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/394-rabies-intro.html>

狂犬病から身を守る 7カ条

狂 犬病を知る3カ条

さ まざまな国で今なお発生している感染症です。先進国でも感染する可能性があります。	犬 だけでなく、猫、コウモリ、キツネ、アライグマなど、発症したさまざまな動物にかまれてうつります。	感 染して発症すると、有効な治療法はなく死に至ります。
--	--	------------------------------------

狂 犬病の感染を防ぐ2カ条

狂 犬病に感染した動物を、外見では、必ずしも判断することはできません。海外では、素姓のわからない動物にむやみに近づかないようにしましょう。	狂 犬病の流行地域（アジア、アフリカ等）に渡航し動物と頻繁に接触する場合は、渡航前に狂犬病ワクチンの接種を受けましょう。
--	---

狂 犬病の発症を防ぐ2カ条

動 物にかまれた場合は、すぐに傷口をせっけんとうすいでよく洗い、できるだけ早く医療機関で傷の処置をしましょう。また、狂犬病ワクチン接種の必要性について相談しましょう。	動 物にかまれたなど、感染の恐れがある場合は、帰国時に必ず検疫所にご相談ください。検疫所では医療機関の紹介も行っています。
--	--

令和2年5月22日（金）
静岡市保健所 保健予防課
結核・感染症係 中野・高木
電話 054-249-3172

狂犬病患者の発生（輸入感染症例）について

令和2年5月22日、静岡市内在住の方が狂犬病を発病し、豊橋市内の医療機関の医師から届出がありましたので、経過についてお知らせします。

当該患者は、令和元年9月頃にフィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより狂犬病に感染したと推定されます。

1 患者に関する情報

年齢	非公表
性別	非公表
経過	令和元年9月頃 フィリピンで犬に左足首を咬まれるも受診なし。※1 令和2年2月14日 フィリピンから来日（来日後、静岡市で居住）※2 5月11日～ 体調不良（足首のいたみ）※2 5月13日 医療機関A受診（食欲不振、腰痛、恐水症状）※2 5月14日 医療機関B受診（腹痛、嘔吐）※2 5月18日 豊橋市内の医療機関を受診し、入院 5月22日 豊橋市内の医療機関医師から豊橋市保健所に発生届あり ※1 豊橋市からの情報 ※2 本人周辺の方からの情報

2 現在状況 豊橋市内の医療機関に入院中

3 検査機関 国立感染症研究所

4 感染経路 フィリピンで狂犬病に感染した犬に咬まれたことにより狂犬病に感染したと推定（本人周辺の方からの聞き取りでは、入国後に動物との接触歴はなし）

5 本市の状況 現時点で他に同様の事例報告はありません。
狂犬病予防法第8条に基づく届出（狂犬病にかかった犬等の獣医師による届出）もありません。

狂犬病は、通常、ヒトーヒト感染することはない、感染した患者から感染が拡大することはありません。

※本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものですので、報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段のご配慮をお願いします。